

育秀国際語学院
令和3年度 自己点検・評価報告書

育秀国際語学院では教育理念の達成と日本語教育機関としての向上を図るため「自己点検評価委員会」を設置し、以下の通り『自己点検・評価報告書』を作成いたしました。

1. 教育の理念・目標

- 1.1 学校の理念、目的・目標及び育成人材像が明確になっているか。
- 1.2 理念、目的は職員及び学生に周知、徹底されているか。

本学院は、教育理念として「国際的適応性」と、日本と諸外国との「文化融合」を掲げています。「国際的適応性」とは、互いの文化を尊重し、民族・国境の枠にとらわれることなく自己表現ができることであり、「文化融合」とは、文化の優劣という偏見を持たずに多様な文化を自己の中に柔軟に取り込み、異文化理解を深めることです。こうした側面を持ち合わせて日本および国際社会で活躍できる人材育成を目指しています。

上記に関しましては、本学のホームページに掲げ、育成人材像の紹介をしております。また、この理念・目的は、学生に対しては入学時のオリエンテーションにて現地語で説明し、「学生生活の手引き」を配布しております。教職員に対しては、毎月の教職員会議（教員及び事務職員が参加）や四半期毎の講師会議（専任講師および非常勤講師が参加）を通じて周知しております。また、新任教員には採用時の教員オリエンテーションの中で説明しております。

2. 学校運営

- 2.1 学校の運営体制が日本語教育機関の告示基準を満たしているか。
- 2.2 学校の理念や目的に基づいた学校の運営方針や事業計画が定められているか。
- 2.3 組織運営や人事、財務管理に関する規定が定められているか。
- 2.4 学校運営を合理的に行うための会議体が規定されているか。
- 2.5 効率的な業務運営を行うために、情報システム化が図られているか。
- 2.6 学校運営に必要な人材確保と育成が行われているか。また、確保した人材の処遇の向上が図られているか。
- 2.7 危機管理体制が整備されているか。

本学院の運営体制は、日本語教育機関の告示基準に基づき運営しております。本学院の運営方針や事業計画は年度計画として定めており、各年見直しを行い明文化して共有しております。また、組織運営、人事・財務管理に関する規定を定め明文化して、業務規定に関しましては教職員に公開をしています。

会議体は、教員会議・教職員会議・講師会議を設定しています。教員会議は、毎週1度、学院長を交え専任教師間の情報共有、問題点の解決を目的に開催しております。教職員会議は毎月末実施し、教務担当（学院長及び専任講師）と事務担当の意見交換の場としております。講師会議は、四半期毎の期末に専任講師と非常勤講師の意思疎通を図ることを目的とし、当該期の問題点・反省点及び次期のカリキュラムの内容をこの場で協議決定しております。このほか、必要に応じてクラス担任会議（各クラス担当教員）を行い、クラス毎の課題や調整を行っております。

情報システム化に関しましては、コミュニケーションの円滑化と業務の効率化を目的として進めております。具体的には、教職員(含む非常勤講師)、全学生をつなぐネットワークと業務管理システムをDing Talkというソフトで構築しました。これにより、すべての業務連絡、各種ファイル共有、クラス別学生管理、オンライン授業システム、オンライン会議などを整備いたしました。このシステムの定着化と有用化を向上させるため随時見直しを行っております。さらに、ホームページを刷新し情報量を増やしました。

また定期試験の効率化を図るため、期末の到達度テストの評価システム（統一評価基準による統一試験及び採点システム）を導入しております。

人材確保は常に考慮しており、ホームページ掲載、ハローワーク、日本語教育振興協会、Indeedなどへの応募登録、その他機会の活用を図っております。また、教員人材の更なる育成が重要であるとの認識に立ち、教員の外部研修機会への積極参加を進めながら、新規採用教員に対しては、本学教員が講義見学や実践的訓練などを通して教育技術・教員としての自覚や言動などのノウハウの定着を図っております。また、採用した人材の処遇は常時改善を目指しており、人事評価に基づいた処遇を年々向上させております。

自然災害や防火対策について、校内では2か所の緊急避難路を確保しております。また、インターネットのアラート機能を利用して学生への緊急連絡を行っております。その他の全学活動としまして、毎年防災センターの見学を実施しております。また、具体的な訓練としましては全学生に対して、最寄りの指定避難場所までの避難訓練を実施しております。さらに、気象警報発令時や災害発生時および緊急事態が予想される場合には、学内に設けられている「緊急対策委員会」により迅速な判断と処理を行っております。

新型コロナウイルス感染防止対策に関しましては、令和2年初より「緊急対策委員会」にて本学院の対策を決定・実施しております。以下に、令和2年度の学事対応と感染防止対策を示します。

(危機管理委員会による2020年度新型コロナウイルス対策)

本学院は2020年1月27日に最初の「新型コロナウイルス感染症防止対策」が施行されたのを契機に、適宜教職員及び学生の安全と健康に配慮して参りました。具体的には、政府の対策を基準としながら以下の様な学事日程を実施しながら感染予防に注力して参りました。

2020年4月7日(火):新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

4月13日(月):新学期開始日～5月8日 オンライン授業

**5月4日(月):新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長
(5月31日まで延長)**

5月11日～5月31日 オンライン授業延長

5月25日(月)新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言

6月1日～12月18日:対面授業

2021年1月7日:新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

1月12日～15日:対面授業

1月18日～3月5日:ハイブリッド授業

**2月2日:新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更
(3月7日まで)**

**3月5日:新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長
(3月21日まで)**

3月8日～3月11日:対面授業、ハイブリッド授業

3月12日 卒業式

3月15日～3月18日 ハイブリッド授業

3月18日:新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了

3月19日 到達度テスト

3月22日～3月25日 対面授業

3月29日～4月11日 春休み

*この間、対面授業に関しては一定の時間短縮を実施しましたが、それは学生、教職員の通勤感染コストの引き下げを第一に配慮したものです。

(1). 2020年度感染拡大防止対策

① 学生向けの対応

- ・登校前の検温を促す。その際に、発熱や軽い風邪症状(のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけ)があった場合、登校を控えてもらうよう努める。体温計がなければ事務局に申し出る。
- ・学校到着時入り口にて、教職員による学生一人一人の検温及び消毒をしてもらい建物に入る。

- ・発熱等がある者のみならず、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいる場合、来校を控えてもらい、病院で診察してもらう。
- ・マスクの着用を周知し、「咳エチケット」を確実に実施する。
- ・こまめに手洗いを行うことを推奨する。

② 教職員向けの対応

- ・登校したら体温を「健康体温管理表」に記入する。
- ・教職員の出校前の検温で、発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば、学校に連絡し状況に応じ自宅待機を基本とする。
- ・発熱等の症状がある者のみならず、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいる場合は自宅待機を基本とする。
- ・マスクの着用を周知し、「咳エチケット」を確実に実施する。
- ・こまめに手洗いを行うことを推奨する。
- ・衛生管理や3密対策を徹底する。
- ・不要不急の外出や大規模集会、興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛するよう学生に働きかける。

③ 校内での対応

- ・朝の出校後職員による全教室の机、ドアノブ、各フロアのトイレなどの消毒と窓の解放の実施。事務局内及び教員室の机などの消毒。
- ・事務局受付前に密集しないように声掛けをする。学生のエレベーター利用は禁止。教職員の利用時は少人数で乗り、会話をしないように、注意喚起する。
- ・消毒液は、教室入口に手指の消毒設備を利用する。
- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ及び座面の左右、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）は、消毒液で定期的に清拭する。

④ 授業時

- ・窓を開放して換気を励行する。
- ・寒い日や暑い日も適宜窓を開放風通しの悪い空間をなるべく作らない。
- ・教室等における学生同士及び学生と講師との間隔を1～2m確保する。
- ・学生の四方を空けた席配置をするなど、学生同士の接触を少なくする。机は原則1列5人掛け。
- ・教員は授業時に必要に応じてフェイスシールドを装着する。
- ・対面機会をできるだけ避ける。事務局カウンターにはビニールカーテンを設置。
- ・受講生と教職員、受講生同士が至近距離で会話する環境を避ける。

会話時や発声時はマスクを着用する。マスクを持っていない場合は、学校備品マスクを提供する。

- ・配布物、回収資料などに触れたあとは手洗い、消毒を心がける。

⑤ トイレ消毒

- ・トイレは感染リスクが比較的高いため特に留意する。
- ・便器は清拭してから使用する。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

⑥ ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

(2). 学生や教職員に感染症の疑いがある場合・感染が判明した場合

① 感染症の疑いがある場合の対応

- ・体温測定等により症状等を的確に把握し、体調の変化等について記録を行う。
- ・発熱等の風邪の症状が見られる時は、自宅で休養するように指導助言する。
- ・記録をもとに症状や経過を正確に伝えるとともに、適宜、医療機関等に相談して指示を受ける。

② 感染が判明した場合

- ・感染が判明した場合は、治癒するまで通学及び出勤を停止する。
- ・感染が判明した場合又は感染者の濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間、通学及び出勤を停止する。その際、学生は公欠扱いとする。
- ・感染症の発生状況および接触者の状況を記録する。この際には、学生に関する事項だけではなく、教職員の健康状態についても記録する。

以上本年度感染拡大防止対策の詳細を纏めましたが、前年度の経験を踏まえて本学院挙げて全力で感染防止に取り組みました。その結果、いまだに感染者を一人も出さずに授業を続けております。今後も緊張感を維持しつつなお一層の努力をして参ります。

3. 教育体系

- 3.1 教育理念に沿った教育課程が体系化されているか。
- 3.2 成績評価や進級、終了の判定基準を明確にし、適切に運用されているか。
- 3.3 カリキュラムは体系的に編成されているか。また、カリキュラムの見直し、変更を行っているか。

教育理念・教育目標を実現するために、以下の四つのコースを設定しています。

4月期生(修業期間2年)、7月期生(同1年9ヶ月)、10月期生(同1年6ヶ月)、1月期生(同1年3ヶ月)の四コースを設け、そのうち4月期生、10月期生を中心に学生募集を行っております。2020年度の授業日数は203日、授業時数は812時間を設定いたしました。しかし、数回にわたる緊急事態宣言の発出・延長に基づく本学院の「新型コロナウイルス対策」の実施に伴って「日本語教育機関の告示基準第1条ホ 修業期間1年当たりの授業時間が760単位時間以上であること」を考慮し運営しましたが、凶らずも不足な部分について来ましては、教育水準を落とさぬよう宿題、課題及びオンライン授業、対面授業時間調整などで対応いたしました。クラス総数は12、構成は午前8クラス、午後4クラスで運営しております。

カリキュラムは、各コースにおける在学期間とともに到達目標を設定しており、教員全体で共有しています。カリキュラムの内容は、3ヶ月を1期(年間4期)として、毎月の授業内容を準備しております。それらは、各学期終了時に開催される講師会議(全教員参加)、具体的には年度末会議では当該年度、期末の会議では当該期に出された課題や反省をもとにして修正や改良を加えております。

各学期末に実施している「到達度テスト」は、その間の学生の習得した内容を判定することを目的として「成績評価(認定)規定」に従って評価し、その結果を学生に開示しております。

クラス編成は、入学時に行うプレイスメントテストの結果、日本語能力試験の認定結果、来日前の日本語学習状況、進路希望などを総合的に判断して個々の能力に相応しいクラスを決定し、クラス担任制によって運営しております。学生のクラス変更は学期途中であっても、授業内容や進路希望などを勘案して必要に応じて行っております。

なお、漢字を使用しない非漢字圏の学生は、漢字習得の状況を考慮して、原則的に一つのクラスで授業を行っております。

4. 教育指導・成果

- 4.1カリキュラム内容及び学生の能力レベルに合った教材を使用して授業を行っているか。
- 4.2学生の能力に応じた授業・指導を行っているか。
- 4.3学生の理解度を把握し、適切な指導を行っているか。
- 4.4教員の指導力向上のための取り組みが行われているか。
- 4.5学生の日本語資格取得（EJU，JLPT等）のための受験支援を行い、レベルにあった資格試験の受験を促しているか。
- 4.6日本語習得の不足している学生に対し適切な対応策をとっているか。
- 4.7学生の進路相談を十分に行い、適切な進路先が決定できるように支援しているか。
- 4.8学生の卒業後の進路を適切に把握しているか。
- 4.9大学・大学院及び専門学校の進学先情報また就職先情報を積極的に収集しているか。

今年度の教育指導に関しましては、コロナ感染の影響で、4月の段階で、数人のベトナム人学生が入国しただけで、新入生クラスができない状況で新学期がスタートしました。従いまして2年目の在学生中心の教育指導を行いました。今期の新入生の2/3が入国してきたのが10月～12月で、残り約40名はいまだ入国できていない状況です。新入生に関する教育指導につきましては、Ding Talkの本学院サイトに全在中学生を加入させて、日本語経験者と初級者のクラスに分けてそれぞれが入国に至るまでオンライン授業を行ってまいりました。また、在校生に関する授業日程は、すでに2.学校運営 2.7危機管理体制が整備されているか。の項で(危機管理委員会による2020年度新型コロナウイルス対策)として述べた通り政府の対策を見ながら実施しました。

カリキュラム内容や教材検討に関しては、各クラスの担当教員が、各学生の日本語能力や進路希望により教材、補助教材を決定しています。但し、クラスの日本語能力上達の状況を鑑みて、そのクラスの授業を受け持つ各教員の協議を経て教材を変更する場合があります。大学院進学希望者のみのクラスを設け、研究テーマの決定や研究計画書作成指導など個々の学生に合わせて具体的な進学指導を行っております。

学生の理解度把握については、各教員は、毎日記している教務日誌により、学生の授業中における態度や授業内容の理解などについて、各クラスの授業担当者全員がすべての学生に関する共通理解を有しています。しかし、成績不良者が出た場合は、授業後、各学期後や長期の休暇を用いて、特別授業を行う体制をとっています。

三か月ごとに実施する達成度テストは、授業担当講師にとって、問題作成に

必要な知識や技術の認識及び新しい教材発掘及び採点システムの有効活用につながっています。そのことは結果的に、日本留学試験や日本語能力試験に対する対応策の向上をもたらしております。こうした授業運営における教授技術の模索に加え、指導能力向上のために、日本語教育振興協会が実施する教育研究大会、研修会など外部関連機関への研修に教職員を参加させています。それらの内容に関しては、後日研修報告会や共有ファイルなどで各教職員が共有しております。

進路指導、進学情報の収集に関しては、個人面談を定期的に行うことにより、進路相談や生活上の問題点など幅広い指導を行っております。また、各大学などで実施される進学説明会、オープンキャンパスへの参加や専門業者による本学への出張学校説明会を実施することにより、学生の情報収集を支援しています。2019年から進学支援、日本留学試験支援の一環として、授業終了後3時間、希望学生に対して総合科目を中心に学内特別講座として実施しております。

卒業生の進路に関しては進路決定時に進路先を記録し、その後の情報は適宜収集しております。

進学先情報および就職先情報の収集に関しましては、学生個人々人への収集指導のほか、学習室に各大学・専門学校等からの郵送資料および教職員が収集した情報を大学・専門学校、企業別にファイルし、学生が情報にアクセスしやすい環境を整えております。さらに、JASSO（日本学生支援機構）が主催し、全国の国公立・私立大学及び各専門学校約200校が参加する「外国人留学生のための進学説明会」には学生、教員共毎年参加し、学生自ら各学校の当該年度入試情報・資料を入手すること、また教員は資料収集し学内に展示して学生の進学情報収集に備えている。しかし、今年度はこの催しが中止になりました。その代わりに、インターネット検索やオンライン面接などへの参加を指導しております。

5. 学生支援

- 5.1 学生に対する学習相談や進路相談の支援体制が整備されているか。
- 5.2 出席率が低下した学生に対し適切な対応策をとっているか。
- 5.3 学生の健康管理や安全対策及び生活指導の支援体制が整備されているか。
- 5.4 学生の経済面に対する支援体制は整備されているか。
- 5.5 学生の居住環境及び生活環境の支援体制は整備されているか。
- 5.6 保護者と適切に連携しているか。

進路相談に関しては教育部及び学生部の中に進路担当を置き、学外で開催される進路説明会への参加指導、学生が参加可能な進路ガイダンスへの参加推

進、専門学校・大学の本学院への出張説明会の開催などを通じて学生の進路情報収集及び応募対策を支援しています。また、学生に対する進路相談を定期的及び必要に応じて随時クラス担任が行っています。また、学生部では一部大学、専門学校、企業へ直接連絡を取りその情報を受験希望者に紹介しています。

出席率低下学生には、担当教員によるクラス内指導、学生部教員による呼び出し指導、学院長による特別指導の三段階を改善させ、凶らずもこれを超えた者には退学勧告などへ至る段階的指導規定があります。月次で出席率が80%以下の学生に対しては、学生部の担当教員が個別に毎月初めに呼びだしてその間の実績をもとに指導を行い、以降改善状況のモニタリングを行って改善されるまで指導を行っております。

国民健康保険には全員加入させ、加えて留学生保険の紹介及び加入推進を行っています。学生への経済面の支援は、適用可能な奨学金制度の活用を行っています。例えば、本学院内での成績優秀者奨学金制度、進学奨励金に加え日本学生支援機構（JASSO）の奨学金（毎年2名の枠を確保）、文部科学省私費外国人留学生学習奨励費、及び進学後を対象期間として支給される私費外国人留学生学習奨励費給付予約制度への推薦などにより、経済的支援を行っております。本学のコロナ対策支援として、長期休暇に入る前日に学生一人一人に対してコメ、インスタントラーメンなど基礎的食糧を配り、少し手も外出感染コストを引き下げる努力をしました。

また、居住環境については、不動産業者と提携し学生に適切な住居の紹介、提供しております。なお、主たる提携先以外に複数の不動産業者に住居斡旋を依頼し、学生の選択幅を広げるよう支援しています。

保護者との連携に関しては、事務局及び学生部で親密に連絡を取れる体制をとっております。

6. 教育環境

- 6.1 学校の施設、設備は十分かつ安全に整備されているか。
- 6.2 教育資材は適切に整備されているか。
- 6.3 学習効率を図るための環境は整備されているか。

学校の建物は賃貸物件ではありますが、建物の安全性は契約時に確認しております。また、管理事務所は同じ建物内にあり管理人も常駐し、設備の保守については即時対応が可能です。2020年から学生受け入れ定員を220名から330名に増員したことに伴って、本年度より本館から3分の距離に別館を開設しております。規模は、教室3部屋、学生ラウンジ、職員室を設け、午前クラス午後クラス合わせて120名の収容が可能です。教室は全室、空調・オーディオ機器を設備し

ており、Wi-Fiにも対応可能です。午後クラスの授業終了後は、毎日消毒・清掃を行なうとともに学生の忘れ物、落とし物などの管理も行っています。

教育資材は、主に教務室内の書棚に図書、CDおよびその他の関連資材を整備しております。

学習環境としては、本館3階に図書室を設置し、日本語学習はもとより受験勉強での参考図書を学生が自由に閲覧（開架式）できる状況にしております。またパソコンを設置しインターネット検索まで可能です。午後クラスの後、一部教室を学生に自習室として提供しております。併せて、保健室を設け学生の急な体調変化に備えるとともに、医療措置が必要な場合は医療施設へ紹介しております。

7. 入学者の募集

- 7.1 学生募集活動は、適切に行われているか。
- 7.2 入学許可選考基準が明確に定められているか。
- 7.3 入学者に対するオリエンテーションを行っているか。
- 7.4 学校情報は授業料も含め、学生の母国語で記載した資料で説明しているか。
- 7.5 入学辞退者、中途退学者に関する手続き及び授業料等の返納について明確に規定されているか。

学生募集は、年4回実施しています。4月、10月の募集以外に、在籍基準の充足のために7月と1月にも受け入れを行っております。学生の国籍・地域は、中国、ベトナム、モンゴル、ネパール、インド、およびタジキスタンであり、その他も検討中です。このほか進学に合わせた短期コースでの学生受け入れも行っております。

入学許可選考は、160時間以上の日本語学習経験があること、12年間以上の教育を受けていること、さらに留学目的がはっきりしており留学期間の経済状況として経費支弁者の協力が得られること等を主な基準としております。入学時のオリエンテーションは、入学式の前日に実施しており、学校情報の説明は、中国語、英語、韓国語での冊子を活用しており、今後、ベトナム語、モンゴル語、ネパール語の冊子も作成を予定しております。なお、現状では、母国語の冊子がない学生に対しては、通訳を介して説明しています。さらに、内容の定着を目的に、学生部による再オリエンテーション(3カ月に一度)を行っております。中途退学者等に関する手続き及び授業料等の返納については、ホームページ上に明示しております。

8.財務

- 8.1 中長期的に学校の財務基盤は安定しているか。
- 8.2 予算、収支計画は適切に立案され、実績との差異分析及びその対応は適時に実施されているか。
- 8.3 財務に係る会計監査は適切に行われているか。

本学院は、株式会社のいち営業部門であり、企業としての財務基盤は安定しております。学院としては、許可された学生数を確保できており、経営の観点からは独立採算の状況にあります。

予算及び収支計画は適切に立案できていますが、予算と実績との差異が留学辞退者の発生人数と、教職員及び学生に関わる福利厚生充実に影響するため、辞退者の発生を極力なくす努力と教職員による事前の防止に向けた指導経験を積むことが肝要と認識しております。さらに状況により福利厚生の充実度のバランスをとることも、差異分析の精度を上げることとなるため、学校運営の重要課題として取り組んでおります。

しかし、新型コロナウイルス対策の入国制限で、留学生を受け入れる本学院も影響を受け楽観視できない状況にあります。最低限の学生数の確保及び適正な在籍管理を最優先とし教育の質を維持しております。今年度の留学予定者が来日できないままの状況が長引いており、新年度の入学希望者の留学取り止めの影響も鑑み、より安定した財務基盤を整える必要があると認識しております。

なお、会計監査は年2回、株式会社の会計監査時に行われています。

9.法令遵守

- 9.1 入出国管理及び難民認定法をはじめ、各種関係法令を遵守し適切な運営をしているか。
- 9.2 個人情報保護の取り組みは、適切に行なわれているか。
- 9.3 学生に対し、我が国の法令を順守させる指導を行っているか。
- 9.4 自己評価を実施し、問題点の改善に努めているか。
- 9.5 自己評価の結果を公開しているか。

入出国管理及び難民認定法はじめ各種法令を遵守することは、学生の受け入れ及び日常の指導において不可欠なことであり、学生部を中心に教育部、事務局において常に留意しています。学生に対しては、入学時のオリエンテーションにおける説明（現地語）やクラス内でも適宜指導しております。法律の変更等については、逐次行う朝礼の場などにおいて、非常勤講師を含む全教職員に徹底しております。

個人情報保護に関しては「特定個人情報等取扱規程」を定め明文化し、個人情報が含まれる情報源であるシステム上のデータ及び紙による書類については、規定に基づき適切に管理されております。学生に対しては、入学時及び長期休みの前に法令順守の指導を実施しています。

自己評価は、「自己点検評価委員会」を設置し、制度の推進を図っており、評価結果は、教職員及び学生に周知すると共にホームページにて公開しております。

10. 地域貢献・社会貢献

10.1 学校施設の活用や社会・地域貢献を行っているか。

10.2 他の教育機関、企業、団体及び地域との連携、交流を図っているか。

学校施設の活用や社会貢献については重要事項と認識していますが、現状では地域のイベントや祭り等に積極的に参加しております。しかし、今年度はどの催しもコロナ感染防止のため中止となりました。

学校の周辺清掃は、毎朝、教職員により駅からの通路、校舎周辺を掃き掃除しております。なお、学生に対しては、学校の近隣住民に迷惑をかけないように、騒音を立てない、ゴミを出さないことを徹底しております。さらに近隣住民との交流を深めるために町内会に加盟し、町内活動にも学生を含めて参加しております。

他の教育機関等との連携・交流は積極的に行っており、例えば、日本語教育振興協会（日振協）や独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）などが会員教員向けに主催する研修会やその他企業が主催する交流会の情報収集を常に行い有料・無料を問わず積極的に参加しています。ただし、今年度は中止となった研修会やオンラインで行われるものなどがあり、選別的に参加しました。

以上